

第 152 期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

■ 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項	1
会社の会計監査人に関する事項	4
業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)	5

■ 連結計算書類

連結持分変動計算書	9
連結注記表	10

■ 計算書類

株主資本等変動計算書	21
個別注記表	22

- 本内容は、法令及び当社定款第 15 条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>) に掲載しているものです。
- 本内容は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。



住友商事

Enriching lives and the world

事業報告 (第152期)

会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員等が有する新株予約権に関する事項

(1) ストックオプションとしての新株予約権

①新株予約権の内容の概要

発行年月日	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの株式数	発行価額	新株予約権の行使に際して払い込むべき1株当たりの金額	行使期間
2015年7月31日 (第14回)	450個	普通株式 45,000株	100株	無償	1,532円	2016年4月1日から 2020年6月30日まで
2016年8月2日 (第15回)	380個	普通株式 38,000株	100株	無償	1,124円	2017年4月1日から 2021年6月30日まで
2017年7月31日 (第16回)	1,070個	普通株式 107,000株	100株	無償	1,516円	2018年4月1日から 2022年6月30日まで

(注) 1. 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額としています。

2. 上記新株予約権には、退任等により行使の条件を満たしていない新株予約権は含まれていません。

②新株予約権を有する者の人数及びその個数(区分別の内訳)

発行年月日	取締役 (社外取締役を除く)		執行役員 (取締役を除く)		使用人 (当社の資格制度に基づく理事)	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
2015年7月31日 (第14回)	3名	150個	15名	270個	3名	30個
2016年8月2日 (第15回)	0名	0個	17名	300個	8名	80個
2017年7月31日 (第16回)	3名	200個	30名	640個	23名	230個

(注) 上記新株予約権には、退任等により行使の条件を満たしていない新株予約権は含まれていません。

(2) 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

① 新株予約権の内容の概要

発行年月日	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの株式数	発行価額	新株予約権の行使に際して払い込むべき1株当たりの金額	行使期間
2006年7月31日 (第1回)	2個	普通株式 2,000株	1,000株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2007年7月31日 (第2回)	67個	普通株式 6,700株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2008年7月31日 (第3回)	169個	普通株式 16,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2009年7月31日 (第4回)	401個	普通株式 40,100株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2010年7月31日 (第5回)	622個	普通株式 62,200株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2011年7月31日 (第6回)	546個	普通株式 54,600株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2012年7月31日 (第7回)	902個	普通株式 90,200株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2013年7月31日 (第8回)	945個	普通株式 94,500株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2014年8月1日 (第9回)	1,015個	普通株式 101,500株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2015年7月31日 (第10回)	1,049個	普通株式 104,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2016年8月2日 (第11回)	1,584個	普通株式 158,400株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2017年7月31日 (第12回)	1,290個	普通株式 129,000株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間

(注) 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額としています。

②新株予約権を有する者の人数及びその個数(区分別の内訳)

発行年月日	取締役 (社外取締役を除く)		監査役 (社外監査役を除く)		執行役員 (取締役を除く)		使用人その他	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
2006年7月31日 (第1回)	1名	1個	0名	0個	0名	0個	1名	1個
2007年7月31日 (第2回)	1名	29個	0名	0個	0名	0個	2名	38個
2008年7月31日 (第3回)	1名	39個	0名	0個	0名	0個	4名	130個
2009年7月31日 (第4回)	1名	102個	0名	0個	0名	0個	6名	299個
2010年7月31日 (第5回)	2名	120個	0名	0個	0名	0個	8名	502個
2011年7月31日 (第6回)	2名	117個	0名	0個	0名	0個	8名	429個
2012年7月31日 (第7回)	4名	259個	0名	0個	2名	52個	13名	591個
2013年7月31日 (第8回)	4名	234個	1名	26個	2名	67個	15名	618個
2014年8月1日 (第9回)	3名	188個	1名	24個	5名	139個	16名	664個
2015年7月31日 (第10回)	3名	209個	1名	23個	8名	193個	14名	624個
2016年8月2日 (第11回)	4名	357個	2名	86個	12名	450個	12名	691個
2017年7月31日 (第12回)	5名	296個	2名	63個	17名	468個	10名	463個

(注) 当社は、社外取締役及び監査役(社外監査役を含む。)並びに使用人その他に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与していません。上記の監査役及び使用人その他が保有している新株予約権は、本人が取締役又は執行役員在任中に付与されたものです。

会社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	536百万円
② 当事業年度に係る当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 (①の金額を含む)	1,155百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計アドバイザー業務などについての対価を支払っています。
3. 「第152期定時株主総会招集ご通知」の事業報告「I. 重要な子会社の状況」(42ページ)に記載の主要な連結子会社のうち、米州住友商事会社、欧州住友商事ホールディング会社などの在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
4. 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の金額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の金額とを明確に区別しておらず、かつ、両者は実質的に区別できないため、これらの金額を含めて開示しています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、その会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社では、実効性の高い内部統制を実現するため、取締役会において会社法第362条第4項第6号に規定する体制（内部統制システム）を定め運用するとともに、毎年運用状況の評価を実施し、継続的な見直しによって、その時々々の要請に合致したシステムの構築を図ることとしています。

2020年3月31日現在の当社の内部統制システムの概要及びその運用状況の概要については次のとおりです。なお、2019年における内部統制システムの運用状況については、2020年2月に開催された内部統制委員会において評価を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認し、2020年3月に開催された取締役会においてその旨を報告しています。

内部統制システムについては、当社ウェブサイト (https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/internal_control_system_02.pdf?la=ja) に詳細な内容を掲載しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「住友商事グループの経営理念・行動指針」における法と規則の遵守の徹底 ● 「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」の策定 ● 「コンプライアンス・マニュアル」の作成及び全役職員への配布 ● 「コンプライアンス確認書」を各役職員から取得 ● 「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」、「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス・リーダー」及び「スピーク・アップ制度」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「住友商事グループの経営理念・行動指針」において、「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する」ことを掲げ、役職員への周知を図っています。 ■ 「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」を策定し、また、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布し、これらをイントラネットに掲載すること等により、同ポリシーの周知及びコンプライアンスの徹底を図っています。 ■ 各種対象者別研修や、事業部門・子会社その他連結対象会社のニーズに応じたセミナーを実施するなど、コンプライアンスの啓発・教育に取り組んでいます。 ■ 入社時や全役職員対象の研修時に、各役職員から「コンプライアンス確認書」を取得しています。 ■ 「スピーク・アップ制度」により、コンプライアンス推進部、監査役、外部専門業者及び社外弁護士を窓口として、役職員が直接「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」にコンプライアンス上の情報を連絡できるルートを確保しています。 ■ 「スピーク・アップ制度」の活発な利用を促進するため、本社の各執務フロアの掲示板における本制度に関するポスターの掲示、本制度の連絡先を記載した携帯用カードの配布のほか、同制度の運用方法をより詳細に記載した細則の制定等を実施しました。 ■ 2019年は、「コンプライアンス委員会」を3回開催し、当委員会の中で、2018年の活動内容、2019年のコンプライアンス施策等を報告し、議論を行いました。また、コンプライアンス施策の一つとして、「インサイダー取引防止セミナー」、「個人情報保護に関するセミナー」、「パワハラ防止セミナー」、「セクハラ防止セミナー」等を実施しました。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●重要文書（取締役会議事録を含む。）や職務執行・意思決定に係る情報の適切な保存・管理 ●情報漏洩等の防止措置の実施 ●職務執行に係る重要文書の監査役による適時の閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ■左記の重要文書・情報については、社内ルールに基づき適切に保存し管理するとともに、「情報管理基本規程」において、情報セキュリティに関する役職員の責務、情報セキュリティの体制、機密情報の管理など情報の社外漏洩防止のための措置について定め、実施しています。 ■2019年も情報セキュリティ教育・啓発のため、「情報管理者セミナー」の開催や全役職員向けの「標的型攻撃メール訓練」をはじめとする施策を実施するとともに、当社グループにおける情報セキュリティ事件・事故事例について定期的に情報発信しました。 ■監査役から回付依頼のあった書類については、監査役に回付し閲覧に供しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●リスク管理の目的を、業績安定、体質強化、信用維持の3点とし、投資及び商取引それぞれに固有のリスクファクター及び共通のリスクファクターを分析・管理 ●社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じたリスク管理の枠組み構築とモニタリング及び必要な改善の実施 ●「経営会議」の諮問機関として「内部統制委員会」、「全社投融資委員会」及び「サステナビリティ推進委員会」を設置 ●災害時の業務復旧プランの策定 ●社長執行役員直属の独立した組織である「内部監査部」の設置及び内部監査結果の社長執行役員・取締役会への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ■リスク管理に関する社内規則を改定し、当社のリスク管理については、事業活動を投資と商取引に区分し、それぞれに固有のリスクファクター及び双方に共通するリスクファクターを特定のうち、その発生する蓋然性及び発生したときの影響を分析・評価することにより、リスク管理の目的を果たすよう最大限努めることとしました。また、定量化が可能なリスクのうち、特に全社に大きな影響のあるカントリー・リスク及び主要資産の状況について定期的に取締役会で報告しています。 ■社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じ、全社レベルのリスク管理に関する枠組みの構築とモニタリング及び必要な改善を行うとともに、適宜マニュアルの作成・配布や研修を通じて、リスク管理レベルの向上を図っています。 ■2019年は、2020年4月に施行される民法改正にむけて、関連するQ&Aをまとめた「民法改正に関するQ&A」等を社内に発信するとともに、関連セミナーも実施しました。また、独禁法や公務員に対する贈賄防止について社内研修を実施しました。 ■2019年は「内部統制委員会」を3回開催し、内部統制システムの内容や内部統制に係る活動状況のレビューを実施しました。 ■「全社投融資委員会」を通じて、経営会議における意思決定の質の向上を図っています。 ■2019年は、「サステナビリティ推進委員会」において、社会・環境に関するリスク管理の高度化に向けた取組、社会・環境関連リスク事案に関する報告を行いました。 ■2019年4月に災害対策の推進等を担う災害・安全対策推進部を発足させました。同部を中心として、業務復旧プランを策定し、初動対応チームによる定例会議を実施しています。特に2019年は、災害対応能力向上のための施策として、救命講座及び女性役職員を対象とした防災セミナーを実施しました。 ■「内部監査部」を設置し、内部監査部が実施した内部監査結果を社長執行役員及び取締役会に報告しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●取締役の人数を、取締役会において十分な議論及び迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる人数とすること ●社外取締役の複数名選任による多様な視点からの意思決定及び監督機能の強化 ●業務執行の責任と権限明確化及び取締役会の監督機能強化を目的とした執行役員制度の導入 ●取締役の任期：1年 ●取締役会長及び社長執行役員の任期：原則6年以下 ●取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会（過半数は社外取締役）」の設置 ●意思決定機関としての「経営会議」、諮問機関としての各種委員会及び情報交換のための各種会議体の設置 ●取締役会要付議事項及び重要事項決裁権限の明文化 	<ul style="list-style-type: none"> ■取締役の人数は、取締役会において多様な提言を行い十分な議論を尽くすことができる人数となっており、迅速かつ適切な意思決定及び監督機能の強化を図っています。 ■取締役の任期は1年となっており、取締役会長及び社長執行役員の任期は6年を超えていません。 ■「指名・報酬諮問委員会」では、社外取締役が委員長を務めています。2019年は、相談役・名誉顧問制度の見直しに関する検討等を行い、その結果を取締役に答申しました。 ■意思決定機関としての「経営会議」のほか、議論・情報共有の場として各種会議体を設置するとともに、「経営会議」の諮問機関として中期経営計画推進サポート委員会等を設置しています。 ■「取締役会規程」等の社内ルールにおいて取締役会への付議事項を定め、役職ごとの職責や重要事項に関する決裁権限を定めています。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●法と規則の遵守を含む「住友商事グループの経営理念・行動指針」を通じた、当社グループとして遵守すべき価値観の共有及び体制整備の指導 ●子会社その他連結対象会社における「経営上の重要事項」についての当社宛打合せ・報告事項の制定及び当社から派遣した監査役等を通じた子会社その他連結対象会社の管理 ●子会社その他連結対象会社における内部統制の実施支援並びにリスク管理に関する枠組みの構築及び改善支援 ●当社が経営主体となる子会社その他連結対象会社を内部監査の対象とする旨の社内ルールの制定 ●月次ベースでの連結業績の把握及び管理 	<ul style="list-style-type: none"> ■当社グループ内で「住友商事グループの経営理念・行動指針」を周知徹底し、各種対象者別研修を実施するなど啓発・教育に取り組んでいます。 ■連結対象会社ごとに「経営上の重要事項」を実施する場合の社内手続について定めています。監査役を派遣する連結対象会社等の判断基準、派遣監査役の選定手続及び当社から派遣した監査役が最低限実施すべきことを明確化し、派遣監査役に対して研修や情報共有等を実施しています。 ■子会社向けの内部統制に関する教育・啓発活動、リスクマネジメント研修への子会社社員の参加、「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」についての研修・説明会を通じた周知、子会社用モデル規程集の提供や「スピーク・アップ制度」導入推進等を通じて子会社その他連結対象会社を支援しています。 ■「中期経営計画2020」で掲げた「ガバナンスの高度化」を実現すべく、グループガバナンス高度化プロジェクト（注）を推進しました。2019年は、本プロジェクトに関するガイドブックの解説を目的としたセミナーを実施するとともに、事業会社の管理部門責任者向けに内部統制に関する事例を共有する等して本プロジェクトの更なる周知・浸透を図りました。 <small>（注）子会社の内部統制の構築・運用・評価・改善のために整備・運用すべき基礎的な事項を定め、当該事項に関する当社と子会社との間の定期的な対話を通じて、子会社における内部統制システムを評価し、課題を特定し、改善することを支援するプロジェクト。</small> ■内部監査の対象となる子会社その他連結対象会社の監査結果は社長執行役員及び取締役会に報告しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
6. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ● 監査役の補佐組織である「監査役業務部」の設置及び専任スタッフ若干名の配置 ● 「監査役業務部」に対する指示者及び「監査役業務部」の職責の明文化（「監査役業務部」が監査役の補佐を行う組織であることの明確化） ● 監査役による「監査役業務部」の人事評価の実施及びその人事異動の際の監査役との事前協議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「監査役業務部」では、専任スタッフを若干名置いています。 ■ 社内規則において、監査役業務部長の指示者が監査役であること、「監査役業務部」の所管業務が監査役の職務の補佐業務であることを明文化しています。 ■ 監査役業務部長の人事評価については、監査役会が指名する監査役が行っており、その人事異動については、監査役会が指名する監査役と事前に協議を行い、監査役の同意を得て実施しています。
7. 監査役への報告に関する体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● 監査役が「経営会議」を含む全ての会議に出席できる体制の整備 ● 当社、子会社その他連結対象会社に係る業務執行に関する重要書類の監査役への回付、役職員から監査役への報告・説明 ● 上記の報告をした者及び「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が当該報告・連絡を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社内規則に基づき、監査役は、取締役会のほか、「経営会議」、「全社投融資委員会」、「内部統制委員会」、「サステナビリティ推進委員会」及び「コンプライアンス委員会」等の重要な会議に出席しています。 ■ 監査役からの要請により業務執行に関する重要書類の回付を行っているほか、監査役の求めに応じて各社の事業について役職員から報告・説明を行っています。 ■ 監査役に対して上記の報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けることのないようにしています。また、「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が不利な取扱いを受けないこと及び禁止される不利益な取り扱いが行われていないと考えられる場合にはスピーク・アップ受付窓口申し出ることができることを社内ルール上明記しています。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● 社外監査役に法律や会計等の専門家を登用 ● 内部監査計画・結果の監査役への報告など、効率的な監査に資するための「内部監査部」と監査役との緊密な連携の維持 ● 監査活動の効率化と質的向上を目的とした監査役と会計監査人との情報交換の実施 ● 当社監査役と当社子会社の監査役等との情報交換の実施 ● 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理方法の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「内部監査部」は、事業年度開始前に内部監査計画を監査役に提出し、内部監査の結果については逐次監査役と共有し、緊密に意見交換をしています。また、会計監査人への定期的な監査結果の共有も実施しています。 ■ 監査役は、会計監査人と定例会、子会社常勤監査役との情報連絡会や少人数に分けてのミーティングなどを実施しています。2019年においても、少人数に分けてのミーティングを複数回開催し、事業会社の常勤監査役との意見交換及び情報交換を実施しました。 ■ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務については、予算案の策定や執行状況の管理を含め、社内ルールに従って処理しています。

連結計算書類

連結持分変動計算書 [国際会計基準により作成]

(単位：百万円)

第152期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)								
科目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金 -普通株式	資本剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素	利益剰余金	合計		
2019年4月1日残高	219,449	258,292	△ 2,501	234,937	2,061,306	2,771,483	134,716	2,906,199
会計方針の変更の影響					△ 53,325	△ 53,325	△ 909	△ 54,234
会計方針の変更を反映した当期首残高	219,449	258,292	△ 2,501	234,937	2,007,981	2,718,158	133,807	2,851,965
当期利益					171,359	171,359	18,158	189,517
その他の包括利益				△ 240,772		△ 240,772	△ 3,206	△ 243,978
当期包括利益						△ 69,413	14,952	△ 54,461
所有者との取引額：								
株式報酬取引	164	164				328		328
非支配持分の取得及び処分		△ 1,357				△ 1,357	11,516	10,159
自己株式の取得及び処分			225			225		225
親会社の所有者への配当					△ 103,675	△ 103,675		△ 103,675
非支配持分株主への配当							△ 11,821	△ 11,821
その他		△ 133				△ 133		△ 133
利益剰余金への振替				1,781	△ 1,781	-		-
2020年3月31日残高	219,613	256,966	△ 2,276	△ 4,054	2,073,884	2,544,133	148,454	2,692,587

第151期(ご参考)(2018年4月1日から2019年3月31日まで)								
科目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金 -普通株式	資本剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素	利益剰余金	合計		
2018年4月1日残高	219,279	265,126	△ 2,796	248,564	1,827,987	2,558,160	136,161	2,694,321
会計方針の変更の影響					3,270	3,270		3,270
会計方針の変更を反映した当期首残高	219,279	265,126	△ 2,796	248,564	1,831,257	2,561,430	136,161	2,697,591
当期利益					320,523	320,523	17,264	337,787
その他の包括利益				△ 15,448		△ 15,448	△ 370	△ 15,818
当期包括利益						305,075	16,894	321,969
所有者との取引額：								
株式報酬取引	170	170				340		340
非支配持分の取得及び処分		△ 7,760				△ 7,760	△ 10,319	△ 18,079
自己株式の取得及び処分			295			295		295
親会社の所有者への配当					△ 88,653	△ 88,653		△ 88,653
非支配持分株主への配当							△ 8,020	△ 8,020
その他		756				756		756
利益剰余金への振替				1,821	△ 1,821	-		-
2019年3月31日残高	219,449	258,292	△ 2,501	234,937	2,061,306	2,771,483	134,716	2,906,199

連結注記表 (第 152 期)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第 120 条第 1 項の規定により、国際会計基準 (以下、IFRS) に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRS により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 663 社

主要な連結子会社の名称

	会社名
連結子会社	米州住友商事会社 SCSK 株式会社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法適用会社の数 294 社

主要な持分法適用会社の名称

	会社名
持分法適用会社	三井住友ファイナンス&リース株式会社 株式会社ジュピターテレコム

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産の評価基準及び評価方法

償却原価で測定される金融資産

公正価値 (直接帰属する取引費用も含む。) で当初認識しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権については取引価格で当初認識しています。

当初認識後、帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しています。

FVTOCI の負債性金融資産

公正価値 (直接帰属する取引費用も含む。) で当初認識しています。

当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「FVTOCI の金融資産」として、その他の資本の構成要素に含めています。

FVTOCI の負債性金融資産の認識を中止した場合、その他の資本の構成要素の残高を当期利益に振り替えています。

FVTPL の金融資産

資本性金融商品を除く金融資産で、償却原価で測定する区分及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定しその変動を当期利益で認識しています。

資本性金融商品は公正価値で測定しその変動を当期利益で認識しています。ただし、当社が当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択 (撤回不能) を行う場合はこの限りではありません。

FVTPL の金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に当期利益で認識しています。

FVTOCIの資本性金融資産

公正価値（直接帰属する取引費用も含む。）で当初認識しています。

当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「FVTOCIの金融資産」として、その他の資本の構成要素に含めています。FVTOCIの資本性金融資産の認識を中止した場合又は取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の資本の構成要素の残高は直接利益剰余金に振り替え、当期利益で認識していません。

ただし、FVTOCIの資本性金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期利益で認識しています。

減損

償却原価で測定する金融資産、リース債権、契約資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しています。

期末日時点で金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合、期末日後12ヶ月以内に生じうる債務不履行から生じる予想信用損失に基づき測定しています。

一方、期末日時点で信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたって生じうる全ての債務不履行から生じる予想信用損失を基に測定しています。

ただし、重大な金利要素を含んでいない営業債権等については、いずれの場合においても常に全期間の予想信用損失に基づき測定しています。

信用リスクの変動及び予想信用損失の算定に当たっては、主に当社独自の信用格付けであるSumisho Credit Rating (SCR)を用いています。これには、債務者の過去の貸倒実績、現在の財務状態及び合理的に利用可能な将来予測情報等が含まれています。

信用減損の証拠については、債務者の重大な財政的困難や期日経過を含む契約違反等の事象を用いて判断しています。

また、報告日時点で信用減損の証拠がある金融資産については、担保や保証等を含め債務者の個別の状況を総合的に評価したうえで個別に予想信用損失を測定しています。なお、金融資産の全部又は一部が回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接減額しています。

②非金融資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い額で測定しています。

正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

なお、短期的な価格変動により利益を獲得する目的で取得した棚卸資産については、売却費用控除後の公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益で認識しています。

短期的な価格変動により利益を獲得する目的以外で取得した棚卸資産については、個々の棚卸資産に代替性がない場合、個別法に基づき算定し、個々の棚卸資産に代替性がある場合、主に移動平均法に基づいて算定しています。

有形固定資産及び投資不動産

取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

無形資産

取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

減損

棚卸資産、生物資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断していません。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっています。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっています。

(2) 売却目的で保有する非流動資産の処理方法

非流動資産又は処分グループの帳簿価額が継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合は、当該資産又は処分グループを売却目的保有に分類し、流動資産に振り替えています。

売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループは、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

(3) 資産の償却の方法

①有形固定資産

建物及び附属設備、機械設備	主として定額法
鉱業権	生産高比例法

②無形資産 (のれんを除く)

定額法

③投資不動産

主として定額法

(4) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社が、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額が合理的に見積り可能である場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

(5) 確定給付年金制度の処理方法

確定給付年金制度に関連する当社の純債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積もり、当該金額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を差し引くことによって算定しています。

年金制度が改定された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付金の増減部分は、即時に当期利益で認識しています。確定給付負債(資産)の純額の再測定をその他の包括利益で認識し、即時にその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

(6) ヘッジ会計を含むデリバティブの処理方法

当初のヘッジ指定時点において、当社は、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係の有効性の評価方法、有効性及び非有効性の測定方法並びに非有効部分の発生原因の分析を文書化しています。

ヘッジ関係の開始時及び継続期間中にわたって、ヘッジ手段の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ対象の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかを確認するために、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しているか若しくは密接に合致しているかどうかの定性的な評価、又はヘッジ対象とヘッジ手段の価値が同一のリスクにより価格変動が相殺しあう関係にあることの定量的評価を通じて、ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係の存在を確認しています。

予定取引に対してキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するためには、当該予定取引の発生可能性が非常に高い必要があります。

デリバティブは公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に当期利益として認識しています。当初認識後は、デリバティブは公正価値で測定し、その変動は以下のように会計処理しています。

①公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は当期利益で認識しています。

ヘッジ対象の帳簿価額は公正価値で測定し、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、その変動を当期利益で認識しています。

②キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブを、認識済み資産・負債又は当期利益に影響を与え得る発生可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクに起因するキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の資本の構成要素に含めています。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが当期利益に影響を及ぼす期間と同一期間において、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で当期利益に振り替えられています。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に当期利益で認識しています。

③在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定されている金融商品の再換算により発生した換算差額は、ヘッジが有効な範囲においてその他の包括利益で認識し、「在外営業活動体の換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めています。

(7) 収益の計上基準

通常の商取引において提供される商品の販売、サービス及びその他の販売に係る収益(リース取引及び金融商品取引を除く。)を以下の5ステップアプローチに基づき、認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式

会計方針の変更に関する事項

当連結会計年度より強制適用となった以下の基準書及び解釈指針を適用しています。

1. IFRS 第 16 号「リース」

本基準の適用により、過去に IAS 第 17 号「リース」を適用してオペレーティング・リースに分類した借手のリースは、適用開始日に使用権資産及びリース負債として認識しています。

当社は、契約時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しています。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しています。リース期間が 12 ヶ月以内に終了する短期リースに係るリース料は、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

使用権資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。取得原価は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整しています。使用権資産は、リース期間にわたり定期的に減価償却を行っています。

リース負債は、支払われていないリース料の現在価値で測定しています。リース料は、リース負債残高に対して毎期一定の率の金利を生じさせるよう、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しています。金融費用は、連結包括利益計算書上、減価償却費と区分して表示しています。

また、従来、連結財政状態計算書において「営業債務及びその他の債務」に含めて表示していた「リース負債」は、IFRS 第 16 号の適用に伴い、金額的重要性が増したことから、当期より独立掲記しています。

使用権資産は「棚卸資産」、「有形固定資産」、「無形資産」、「投資不動産」に含まれています。

IFRS 第 16 号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法（修正遡及アプローチ）を採用しています。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当期首において、資産が 391,100 百万円、負債が 415,116 百万円それぞれ増加し、利益剰余金が 23,107 百万円減少しています。

適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している追加借入利率の加重平均は 1.3% です。

前期において IAS 第 17 号を適用した解約不能オペレーティング・リース契約と、適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

解約不能オペレーティング・リース契約	322,421
加重平均追加借入利率	1.3%
解約不能オペレーティング・リース契約 (割引後)	304,390
ファイナンス・リース債務	68,354
解約可能オペレーティング・リース契約等	107,150
リース負債	479,894

当社は、IFRS 第 16 号の適用に際し、契約にリースが含まれているか否かについては実務上の便法を選択し、IAS 第 17 号及び IFRIC 第 4 号「契約にリースが含まれているか否かの判断」における判断を引き継いでいます。

なお、当社は、以下の実務上の便法を適用しています。

- ・適用開始日から 12 ヶ月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理しています。
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外しています。
- ・リースを延長又は解約するオプションが含まれている契約のリース期間を算定する際に、事後的判断を使用しています。

2. IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」

当連結会計年度より IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の改訂を適用しています。

本改訂により、関連会社及び共同支配企業に対する長期持分の会計処理が明確化されています。これにより、長期持分に対して、持分法による損失を取り込む前に、IFRS 第 9 号「金融商品」を適用して減損損失を認識しています。

IAS 第 28 号改訂の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しています。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当期首において、営業債権及びその他の債権及び利益剰余金が 30,218 百万円それぞれ減少しています。

会計上の見積りの変更に関する事項

当連結会計年度における重要な会計上の見積りの変更は「連結包括利益計算書に関する事項 減損損失」に記載しています。

連結財政状態計算書に関する事項

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

種類	期末残高
現金及び預金	38,188百万円
営業債権及びその他の債権	281,491百万円
棚卸資産	28,589百万円
有価証券及び投資	142,239百万円
有形固定資産	86,040百万円
投資不動産	2,915百万円
合計	579,462百万円

(2) 担保に係る債務

社債及び借入金等	177,090百万円
合計	177,090百万円

2. 営業債権及びその他の債権から直接控除した貸倒引当金 22,851百万円

3. その他の流動資産に含まれる未収法人税等 35,339百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 986,280百万円

5. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額 91,445百万円

6. 保証債務

	期末残高
関連会社の債務に対する保証	73,168百万円
その他の債務に対する保証	42,533百万円
合計	115,701百万円

連結包括利益計算書に関する事項

減損損失

当連結会計年度の減損損失のうち、重要なものは以下のとおりです。

鋼管事業会社 B&L PIPECO SERVICES, INC. において、原油価格下落に伴う需要減少及び長期事業計画の見直しの結果、21,525 百万円の減損損失を連結包括利益計算書の「固定資産評価損」に計上しています。

(ご参考)

前連結会計年度の減損損失のうち、重要なものは以下のとおりです。

マダガスカルニッケル事業

10,431 百万円

減損損失は、連結包括利益計算書の「持分法による投資損益」に計上しています。

連結持分変動計算書に関する事項

1. 発行済株式数 (普通株式)

1,250,985,467 株

当期末時点の発行済株式数は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行により 197,800 株増加しています。

2. 第 152 期中に行った剰余金の配当に関する事項

2019年6月21日開催の株主総会において、次のとおり期末配当を決議しました。

配当金の総額	47,458,762,476 円
1株当たりの配当額	38 円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月24日

2019年11月1日開催の取締役会において、次のとおり中間配当を決議しました。

配当金の総額	56,215,909,035 円
1株当たりの配当額	45 円
基準日	2019年9月30日
効力発生日	2019年12月2日

3. 第 152 期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年6月19日開催の株主総会において、次のとおり期末配当を付議します。

配当金の総額	43,724,888,830 円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	35 円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月22日

4. 定時株主総会又は取締役会決議による新株予約権の目的となる株式数

2006年6月23日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	2,000株
2007年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	6,700株
2008年6月20日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	16,900株
2009年6月19日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	40,100株
2010年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	62,200株
2011年6月24日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	54,600株
2012年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	90,200株
2013年6月21日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	94,500株
2014年7月31日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	101,500株
2015年7月30日開催 取締役会	45,000株
2015年7月30日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	104,900株
2016年8月1日開催 取締役会	38,000株
2016年8月1日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	158,400株
2017年7月28日開催 取締役会	107,000株
2017年7月28日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	129,000株
合計	1,051,000株

なお、合計のうち332,900株については、当期末において権利行使期間の初日が到来していません。

金融商品に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

当社の財務運営の方針・目的は、中長期にわたり安定的な資金調達を行うこと及び十分な流動性を保持することです。

有価証券及びその他の投資は主として金融機関や取引先が発行する株式等への戦略的な投資です。これらの株式投資には株価変動リスクが伴いますが、当社は四半期ごとに公正価値で評価を行っています。営業債権及びその他の債権は取引先に対する売掛金・貸付金等であり、これに係る信用リスクは、マネジメントにより承認されたクレジットライン及び内部格付制度に基づく取引先等の信用力の定期的なモニタリングを通じて管理しています。また、信用リスクが顕在化した場合に備え、少なくとも四半期ごとにこれら債権の回収可能性の評価に基づき、貸倒引当金を設定しています。

当社は国際的に営業活動を行っており、為替、金利及び商品価格の変動リスクに晒されています。当社が取り組んでいるデリバティブは、主にこれらのリスクを軽減するための為替予約、通貨スワップ、金利スワップ及び商品先物取引などです。当社は為替変動リスク、金利変動リスク及び商品価格変動リスクの変化を継続的に監視すること並びにヘッジ機会を検討することによって、これらのリスクを評価しています。当社はトレーディング目的のための商品デリバティブを保有又は発行しています。

当社では、金融市場の混乱等いくつかの有事シナリオを想定し、流動性リスクを監視しています。必要となる流動性については、営業活動によるキャッシュ・フローや金融機関からの借入等により調達した資金を、信用力の高い金融機関に預金として確保しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。

償却原価で測定される金融商品

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値	差額
資産：			
有価証券及びその他の投資	7,332	7,332	—
営業債権及びその他の債権	1,523,408	1,539,518	16,110
負債：			
社債及び借入金	3,189,392	3,221,190	31,798
営業債務及びその他の債務	1,017,089	1,017,309	220

公正価値で測定される金融商品

	帳簿価額	公正価値	差額
資産：			
有価証券及びその他の投資	353,643	353,643	—
営業債権及びその他の債権	39,551	39,551	—
その他の金融資産	207,704	207,704	—
負債：			
営業債務及びその他の債務	119,199	119,199	—
その他の金融負債	133,629	133,629	—

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しています。

金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いています。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法又はその他の適切な評価方法により見積もっています。

(1) 現金及び現金同等物、定期預金、有価証券

満期までの期間が短期であるため帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。

(2) その他の投資

市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積もっています。

非上場普通株式は、割引将来キャッシュ・フロー、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル、類似業種比較法並びにその他の評価方法により、公正価値を算定しています。

(3) 営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付貸付金等を除く当該債権債務の公正価値については、同程度の信用格付を有する貸付先又は顧客に対して、同一の残存期間で同条件の貸付又は信用供与を行う場合の金利を用いて、将来キャッシュ・フローを割引引く方法により見積もっています。

(4) 社債及び借入金

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く社債及び借入金の公正価値については、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の金利を用いて、将来キャッシュ・フローを割引引く方法により見積もっています。

(5) その他の金融資産、その他の金融負債

金利スワップ、通貨スワップ及び通貨オプションの公正価値については、ブローカーによる提示相場や、利用可能な情報に基づく適切な評価方法により見積もっています。為替予約の公正価値については、同様の条件により行う為替予約の市場価格に基づき見積もっています。金利先物取引・債券先物取引、商品先物、先渡し及びスワップ取引の公正価値については、市場価格等を用いて見積もっています。

投資不動産に関する事項

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しています。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

帳簿価額	公正価値
355,844	406,649

(注1) 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度末の公正価値は、投資不動産の所在する地域及び反映される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独立的鑑定人による評価に基づいています。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいています。

1 株当たり情報に関する事項

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分

2,036円48銭

2. 1株当たり当期利益(親会社の所有者に帰属)

137円18銭

重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

計算書類

[単体] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本										評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
当期首残高	219,448	230,582	25	230,607	17,696	65,042	601,300	684,039	△ 2,500	1,131,595	116,966	1,410	118,377	1,125	1,251,098
当期変動額															
新株の発行	163	163		163						327					327
剰余金の配当							△ 103,674	△ 103,674		△ 103,674					△ 103,674
当期純利益							104,046	104,046		104,046					104,046
自己株式の取得									△ 5	△ 5					△ 5
自己株式の処分			△ 17	△ 17					231	213					213
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)										—	△ 50,173	22,923	△ 27,249	△ 144	△ 27,394
当期変動額合計	163	163	△ 17	146	—	—	371	371	226	907	△ 50,173	22,923	△ 27,249	△ 144	△ 26,486
当期末残高	219,612	230,746	8	230,754	17,696	65,042	601,672	684,411	△ 2,274	1,132,503	66,793	24,334	91,127	980	1,224,612

	株主資本										評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
当期首残高	219,278	230,412	17	230,430	17,696	65,042	429,462	512,201	△ 2,763	959,146	146,907	452	147,360	1,196	1,107,703
会計方針の変更による累積的影響額							3,134	3,134		3,134					3,134
会計方針の変更を反映した当期首残高	219,278	230,412	17	230,430	17,696	65,042	432,596	515,335	△ 2,763	962,280	146,907	452	147,360	1,196	1,110,837
当期変動額															
新株の発行	169	169		169						339					339
剰余金の配当							△ 88,656	△ 88,656		△ 88,656					△ 88,656
当期純利益							257,361	257,361		257,361					257,361
自己株式の取得									△ 6	△ 6					△ 6
自己株式の処分			8	8					269	277					277
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)										—	△ 29,941	958	△ 28,982	△ 71	△ 29,054
当期変動額合計	169	169	8	177	—	—	168,704	168,704	262	169,314	△ 29,941	958	△ 28,982	△ 71	140,260
当期末残高	219,448	230,582	25	230,607	17,696	65,042	601,300	684,039	△ 2,500	1,131,595	116,966	1,410	118,377	1,125	1,251,098

個別注記表 (第 152 期)

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法 (売却原価は移動平均法により算定)

満期保有目的債券

償却原価法

その他有価証券 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

移動平均法又は個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

トレーディング目的で保有する棚卸資産

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産 旧定額法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産 定額法

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については取引先の財務情報等を基に分類した社内の債権格付に基づき損失見込額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしていますが、当期末においては年金資産の見込額を上回る退職給付債務は発生していないと認められるため、退職給付引当金は計上していません。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12年) による定額法により費用計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12年) による定額法により翌期から費用計上しています。

4. 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用処理しています。

5. ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しています。

また、金利スワップのうち、その想定元本、利息の受払条件（利子率、利息の受払日等）及び契約期間がヘッジ対象とほぼ同一である場合には、特例処理を採用しています。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式

7. その他

連結納税制度を適用しています。

繰延税金資産及び繰延税金負債の額は、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいています。

貸借対照表に関する事項

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

種類	期末残高
建物	3,158百万円
土地	354百万円
無形固定資産	770百万円
投資有価証券	8,309百万円
関係会社株式	116,901百万円
長期貸付金	3,016百万円
合計	132,509百万円

(2) 担保に係る債務

その他の固定負債等	1,792百万円
合計	1,792百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

64,405百万円

3. 保証債務

	期末残高
関係会社の債務に対する保証	513,945百万円
その他の債務に対する保証	28,284百万円
小計	542,230百万円
関係会社の資金調達に係る経営指導念書	376,460百万円
合計	918,690百万円

4. 受取手形割引残高

19,749百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	422,225百万円	長期金銭債権	105,711百万円
短期金銭債務	216,219百万円	長期金銭債務	11,210百万円

損益計算書に関する事項

1. 関係会社との営業取引高

売上高	805,723 百万円
仕入高	344,307 百万円

2. 関係会社との営業取引以外の取引高

328,974 百万円

3. 投資有価証券評価損及び関係会社貸倒引当金繰入額

当期において、マダガスカルニッケル事業に対する投資について、69,932 百万円の「投資有価証券評価損」を計上しました。

株主資本等変動計算書に関する事項

1. 発行済株式数 (普通株式)

1,250,985,467 株

当期末時点の発行済株式数は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行により 197,800 株増加しています。

2. 自己株式数 (普通株式)

当期首残高	1,872,865 株
ストック・オプション権利行使による減少	△ 173,200 株
単元未満株式の買取等による増加	3,264 株
当期末残高	<u>1,702,929 株</u>

税効果会計に関する事項

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

投資有価証券の評価損及び貸倒引当金等

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益等

関連当事者との取引に関する事項

属性	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	住友商事グローバル メタルズ株式会社	直接 100%	資金の貸付	資金の回収(注1) 利息の受取(注1)	3,976 391	短期貸付金 —	62,940 —
子会社	SUMMIT AMBATO VY MINERAL RESOURCES INVESTMENT BV	直接 100%	債務保証	債務保証(注2) 保証料の受取(注2)	49,532 619	— —	— —

取引条件及びその決定方針等

(注1) 金利条件については市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しています。

1 株当たり情報に関する事項

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 979円47銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 83円29銭 |

重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

(備考) 単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。